

平成30年6回寄居町農業委員会総会議事録	
開催年月日	平成30年6月25日(月)
開催場所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後2時15分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後2時53分

#### 委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	坂本日出雄	出	11	林 広 明	出
2	梅 澤 功	出	12	松 本 雅 夫	出
3	小 和 瀬 守	出		渡 邊 登	出
4	室 岡 重 雄	出		野 邊 良 男	欠
5	中 嶋 安 男	出		松 本 十 丸	出
6	吉 田 廣 司	出		渡 辺 利 夫	出
7	竹 澤 國 雄	出		嶋 田 治 彦	出
8	松 村 萬 平	欠		大 澤 守 男	出
9	小 林 成 行	出		池 田 清 十 郎	出
10	内 田 勤	出		飯 島 実	出

#### 議事参与者

##### 職 員

局 長 黒瀬和俊  
 次 長 林保治  
 書 記 加々美君代  
 書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
<p>事務局長 議長</p>	<p>(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから平成三十年第六回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、松村萬平委員から欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は 12 名中 11 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>平成三十年第六回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の選出について。</p> <p>日程第 2、報告第 5 号、農地の改良に係る届出について。</p> <p>日程第 3、議案第 50 号から議案第 55 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第 4、議案第 56 号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第十一条第二項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは中嶋安男委員と吉田廣司委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第 2、報告 5 号、農地の改良に係る届出について報告いたします。</p> <p>それでは、報告第 5 号について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の 1 ページを御覧ください。</p> <p>農地改良に係る届出についてですが、農地を農地として利用する行為の一環であるため許可不要案件ですが、届出書を提出することとなっております。これは、1,000 ㎡以内で工事期間が 1 ヶ月以内のもの、表土には農作物の生育に適した耕作土を確保すること、地区全体の営農環境に影響を及ぼさないことが条件となっております。</p> <p>それでは、議案書の 1 ページを読み上げさせていただきます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>こちらは旧塚田土地改良区内になります。田になります。水はけが悪く田としての利用が難しかったため、しばらくの間利用はされていませんでした。ですが、今後については畑として使用できるよう土を入れて安納芋や落花生を作付けしていきたいとのことです。なお、地元の農業委員、推進委員、関係者とも協議済みとなっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項ですのでご了承をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第 3、議案第 50 号から第 55 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 50 号について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案書の 2 ページを御覧ください。</p>

発 言 者	内 容
	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案50号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>駅や学校、またスーパーマーケットが近いことから長屋住宅としての需要が見込まれますし、周辺はすでに宅地化が進んでいる所になります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条、第2項、第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>また、過去に貸住宅敷地として許可を得て建築した経緯があり、現況地目が宅地または雑種地となっておりますが、現在は解体され農地に戻したことから始末書は求めておりません。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>議長 この件につきまして、まず地元の委員さんのご意見を伺います。</p>
内田委員	<p>内田委員</p> <p>野邊推進委員と現地確認に行ってみりました。斜面のところでした面積の狭い筆があるところですが、傾斜地の土留めになっておりまして、面積の広い〇〇-〇ですが、礫が等間隔に埋まっています農地という感じですが、□□-□は高さが身長くらい、直径が5mくらいの土砂の山になっておりまして、これについてはどうかなと思いますので、事務局に伺いたいと思います。〇〇-〇に関しては問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
事務局	<p>内田委員さんのご質問にお答えいたします。案内図をご覧ください。△△-△、××-×、●●-●、■-■ですけれども、今回の長屋住宅への進入路となります。この部分ですけれども、過去に私道として農転の許可を取っているため今回の申請にはなっておりませんが、私道を整備するための工事が行われた模様で、我々事務局でも現地を確認した際に□□-□には礫の山が積んであるのを確認しております。内田委員からご指摘をいただきましたので、代理人を通じて是正するように指導し、事務局で確認をしたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>内田委員</p>
内田委員	<p>山を整地して農地にしてもらえれば、特に問題はないと思います。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p>
	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
	<p>議案第50号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第50号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p>
	<p>次に、議案第51号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第51号につきまして、御説明申し上げます。</p>

発 言 者	内 容
議長  坂本委員	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>(譲受人)さんは申請地南側の隣接地で賃貸住宅を経営しておりますが、現在敷地が狭く、駐車スペースが不十分であり、また出入りがしづらいとのことで、今回の申請地に駐車スペースを設けたいとのことでの申請となります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条、第2項、第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件について、まず、地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>坂本委員</p> <p>過日渡邊委員さんと一緒に現地を確認させていただきました。畑で使っていたというよりはかなりの草が生えているという状況になりますが、周りは大方住宅地になっております。農地区分も3ということで、形が三角であることから駐車場にしか使えないということで(譲渡人)さんが(譲受人)さんに売買するということなので問題はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p>
	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第51号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第51号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第52号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第52号につきまして、御説明申し上げます。</p>
議長	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>耳鼻咽喉科等の診療所を開設したいとの意向からの申請となります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第5条、第2項、第2号の非代替性、第2号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、地元の委員さんのご意見を伺います。</p>
	<p>渡辺委員</p>
渡辺推進委員	<p>土曜日の23日に、松村委員とともに現地を見ました。国道の側で、周辺はほとんど住宅地ということで全く問題ないと思います。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第52号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 52 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に、議案第 53 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 53 号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 先ほどご審議いただきました議案第 52 号に隣接する農地が、今回の申請地となります。現在〇〇市にお住いの(譲受人)さんですけれども、ご自身が経営する医院の近くに居住したいとのことでの申請となります。 本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 渡辺委員。</p>
渡辺	<p>先ほどの北側の隣接地で、一年くらい放置した感じですぐ農地に戻ると思いますので、先ほど言いましたとおり、問題ないと思います。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは採決いたします。 議案第 53 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 53 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に、議案第 54 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 54 号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 先ほどご審議いただきました議案第 53 号に隣接する農地が、今回の申請地となります。(譲受人)さんは、(議案第 52 号、第 53 号の譲受人)さんの娘さんで、現在は同居されております。この後ご審議いただきます(議案第 52 号、第 53 号の譲受人)さんのお父さんである(議案第 55 号の譲受人)さんとともに 3 世代でこれから暮らしていきたいとのことでの今回の申請となります。 本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、地元の委員さんのご意見を伺います。 渡辺委員</p>
渡辺推進委員	<p>先ほどの南側で、説明は先ほどと同じです。何も問題ないと思います。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは採決いたします。</p>

発 言 者	内 容
議 長	<p>議案第 54 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 54 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に、議案第 55 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 55 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>先ほどご審議いただきました議案第 54 号に隣接する農地が、今回の申請地となります。議案第 54 号でもご説明をさせていただきましたけれども、(議案第 52 号、第 53 号の譲受人)さんと(議案第 54 号の譲受人)さんとともに 3 世代でこれから居住していきたいとのことからの申請となります。</p>
事務局	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
事務局	<p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p>
渡辺推進委員	<p>渡辺委員</p>
渡辺推進委員	<p>先ほどと全く同じです。何も問題ありません。</p>
議 長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
小林委員	<p>ちょっといいですか。</p>
議 長	<p>小林委員</p>
小林委員	<p>特に問題はないですが、(議案第 54 号の申請地)と(議案第 55 号の申請地)は進入路みたいな形になっていますが、元の形から分筆したということでしょうか。</p>
事務局	<p>議長</p>
議 長	<p>事務局</p>
事務局	<p>小林委員さんのご質問にお答えいたします。小林委員さんのおっしゃるとおりで、今回の申請にあたりまして、奥に作る土地に関しましては接道要件を満たすため、進入路部分を設け分筆をしております。</p>
事務局	<p>以上です。</p>
議 長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
議 長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議 長	<p>議案第 55 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 55 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。続きまして、日程第 4、議案第 56 号農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 56 号につきまして事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは議案書の 3 ページと 4 ページをご覧ください。</p>
事務局	<p>農用地利用集積計画による利用権の設定(移転)につきましては、農業経営基盤強化促進</p>

発 言 者	内 容
	<p>法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため、安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 4 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第 4 条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第 56 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)以下 4 人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)以下 11 人です。</p> <p>合計 43 筆で、42,800 m<sup>2</sup>、そのうち、田が 23 筆で、22,609 m<sup>2</sup>、畑が 20 筆で、20,191 m<sup>2</sup> です。</p> <p>なお、御決定を頂きました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長 梅澤委員	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。
議長 梅澤委員	ちょっとすみません。
議長 事務局	梅澤委員 3 番から 14 番まで半年ですか、これはどういう意味なのでしょう。
議長 事務局	事務局 自分の家の近くの末野、折原でそばを作りたいということで、そばの場合は半年くらいとみておりまして、その間農地を借りてそばをやりたいということです。
議長 松本委員 事務局	松本委員 一年だけ試しに作ってみるはどうですかね。 (該当借受人)は養蜂業もしておりまして、蜜が取れる期間までやりたいということです。今までは最短 1 年というのが多いですが、何カ月という期間でも設定をするということになっておりますので、このようなことになっております。
議長 竹澤委員 事務局 議長	竹澤委員 そばの蜜が取れる時期まで行うというのでいいのでしょうか。 竹澤委員さんおっしゃるとおりでお願いしたいと思います。 他にございますか。
議長	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第 56 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 56 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 以上で全ての議案審議が終了しました。 委員さんから、何かありますか。

発 言 者	内 容
<p>議長 事務局長</p>	<p>(委員からなしの声)</p> <p>事務局から、何かありますか。</p> <p>事務局から4点、ご連絡いたします。</p> <p>1点目です。次回の総会ですが、7月25日水曜日の午後1時30分から総会をお願いいたします。繰り返します。7月25日水曜日の午後4時00分から総会をお願いいたします。</p> <p>2点目です。埼玉県農業会議主催の農地利用最適化活動活性化研修会が、9月13日木曜日の午後1時から本庄市民文化会館で開催されます。詳しくは改めてご案内いたしますので、ご予定をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>3点目です。寄居町名誉町民の石渡勲さんにおかれましては、5月21日にご逝去されました。85歳でありました。既に総務課から通知をお送りしていると思います、町葬が、6月30日土曜日の午後2時から中央公民館ホールで執り行われます。御都合つきましたら、ご臨席のほどよろしくをお願いいたします。</p> <p>4点目です。机上配布させていただきました総会の開催予定をご覧ください。以前配布させていただきました予定では、10月総会は、10月25日木曜日になっておりましたが、促進協議会の関係で、10月26日金曜日に変更させていただきます。促進協議会も同日になりますのでご予定をよろしくをお願いいたします。</p> <p>以上、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは他に無いようですので、平成三十年第六回総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局長</p>	<p>(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p>



発 言 者	内 容
	<p>署名委員の決定について議長指名により</p> <p>中嶋安男委員      吉田廣司委員 委員</p> <p>以上2名を選任する</p>
	<p>上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。</p> <p>平成30年6月25日</p> <p>議 長      室 岡 重 雄</p> <p>委 員      中 嶋 安 男</p> <p>委 員      吉 田 廣 司</p>